

■法と経営学専攻（修士課程）

秋季 春季

出願資格

一般 入学試験 (A 方式)	以下のいずれかを満たす者 ①大学を卒業した者および 2025 年 3 月卒業見込みの者。 ②大学評価・学位授与機構により学士の学位を取得した者および 2025 年 3 月取得見込みの者。 ③外国において学校教育における 16 年の課程を修了した者および 2025 年 3 月修了見込みの者。 ④文部科学大臣の指定した者。 ⑤本大学院において、個別の出願資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22 歳に達した者。(P.10~11 参照)
社会人 入学試験 (B 方式)	入学時において、大学卒業後 3 年以上の社会人経験者。本制度は、社会人として社会経験を経た者または現職にある者に、大学院の門戸をより積極的に開くことを目的とし、一般入試とは別に社会経験を考慮した選考による入試制度である。ただし、入学後は一般学生と同じ資格の学生となり、昼夜開講制やカリキュラムや時間割において、特別な配慮は行われない。
飛び 入学試験* (D 方式)	次の①および②を満たす者 ①本学経済学部、本学法学部に在籍して 2025 年 3 月 31 日をもって 3 年以上在学となる 2022 年度生、または他大学の経営系あるいは法学系学部に在籍して 2025 年 3 月 31 日をもって 3 年以上在学となる 2022 年度生。(注 1) ② 3 年次修了時に卒業に必要な単位数をすべて修得見込みの者で、3 年次修了までの GPA が総合 2.9 以上かつ学科科目（専門科目）2.9 以上である見込が立つ者。(注 2) 上記①および②に加え、演習科目的指導教員またはそれに準ずる専任教員による所見書（本学所定用紙）を提出すること。 (注 1) 対象は 2022 年度生のみ。2022 年度生で休学した者、および退学し再入学した者は対象外となる。 (注 2) 入学試験後に確定する 3 年次修了までの成績の結果、入学要件を満たしていないければ入学試験の結果にかわらず入学資格を失う。
外国人留学 生入学試験 (E 方式)	A 方式と同じ。 ただし、出身大学の演習科目的指導教員またはそれに準ずる専任教員による所見書（本学所定用紙・使用言語は「英語」または「日本語」）を提出すること。

▶入試制度と入試日程は 2~3 ページ参照。

※飛び入学試験（D 方式）の注意事項

本学大学院へ入学する者は、入学手続と同時に本学大学院入学に伴う卒業を希望することを申し出なければならないが、入学要件を満たさなかった場合、または本学大学院への入学を辞退する場合は、卒業の申請を取り消すものとし、在籍している学科に引き続き在籍することとする。

試験科目

方式/時間	9：00～11：00	12：30～
A 方式	小論文試験※	口述試験（出願者全員）
B 方式	小論文試験※	口述試験（出願者全員）
D 方式	—	口述試験（出願者全員）
E 方式	小論文試験（外国人留学生用）※※	口述試験（出願者全員）

※志望する専攻に関する基礎学力、思考力、文章力についての試験

※※志望する専攻の基礎学力、思考力、日本語の文章力についての試験

出願書類 (○=全員 ※ = 該当者のみ)

書類	内容・注意事項	入試方式			
		A	B	D	E
入学志願票①②	本学所定用紙、必要項目すべて記入して提出 ①：写真は、3ヵ月以内撮影、縦4cm×横3cm、裏面に氏名記入 ②：記載項目が少なくても必ず氏名を記入して提出	○	○	○	○
受験票・写真票	本学所定用紙、必要項目すべて記入、破線を切り取って提出 写真は、3ヵ月以内撮影、縦4cm×横3cm、裏面に氏名記入	○	○	○	○
卒業（見込）証明書	・出願書類受付日6ヵ月以内に発行されたもの ※外国の大学・大学院で発行される証明書については、発行日は問わない	○	○	○	○
成績証明書	・学部に編入し成績欄が「認定」になっているものはその成績を証明できる証明書を併せて提出すること ・飛び入学試験（D方式）志願者はGPA入りの成績証明書を提出のこと	○	○	○	○
志望理由書	本学所定用紙	○	○	○	○
所見書	1通（出身大学の演習科目の指導教員またはそれに準ずる専任教員による。ただし、E方式の場合、使用言語は「英語」または「日本語」） 本学所定用紙			○	○
在学証明書	願書受付日3ヵ月以内に作成されたもの。コピー不可			○	
成績照会同意書	本学所定用紙（本学に学籍がある者のみ） 成績証明書には3年次春学期までの成績しか記載がないため、3年次秋学期の成績を本学教務部に照会する必要がある。				※
検定料振込受付証明書	本学所定用紙（A票） P.5 参照	○	○	○	○
戸籍抄本	婚姻等による改姓があった者のみ（出願書類受付日3ヵ月以内に発行されたもの）	※	※	※	※
追加書類 外国人出願者の 人	住民票または在留カード	住民票はコピー不可、住民票がない場合は在留カード（両面）のコピー	※	※	※
	日本語の学力を表す証明書	レベル「N1」の合格が記載された「日本語能力認定書」もしくは「日本語能力試験認定結果及び成績に関する証明書」コピー可 日本の大学を卒業（見込）した者は提出不要 ※春季試験の出願時点で上記証明書の提出が間に合わない場合は、共通事項P.6の「日本語の学力について」を確認すること	※	※	※

- ▶出願は郵送に限る。出願書類受付期間最終日の消印有効。
- ▶本学所定の封筒貼付用紙に必要事項を記入のうえ市販の角2封筒（A4判用紙を折らずに封入できるサイズ）に貼り付けて使用し、「簡易書留・速達」便にて送付すること。
- ▶提出された出願書類は理由の如何を問わず返却しない。

【BLM】希望する指導教員との面談について

■出願前事前面談：任意（強く推奨） 事前面談依頼期限：秋季8月20日（火）、春季12月13日（金）

■事前面談依頼時に必要な情報：

- ①希望する指導教員名を大学院事務室宛のメール本文に記載
- ②あなたの略歴：別紙で準備のうえ添付することが望ましい。
- ③研究計画書：別紙（A4サイズ1~2枚程度）で準備のうえ添付することが望ましい。

■その他：

出願を考えている者は、出願に先立ち、希望する指導教員と指導受け入れの可否について相談するために面談（対面またはリモートでの面談）をすることを強く推奨する。面談を希望する者は、大学院事務室へのメールを通じて、上記申請期限までに、希望する指導教員とアポイントメントを取ること。斟酌すべき特段の事情がないにもかかわらず面談がないまま受験した者に対しては、口述試験の評価を減ずることがある。

希望する指導教員が諸事情により指導を担当できなかったり、志願者の研究テーマにふさわしい指導教員が面談をした者以外の教員であったり、入学した院生が入学前に希望した者とは異なる教員による指導を欲しいその教員が承諾すること等もありうるので、面談をした教員が、必ずしも、入学後の指導教員になるとは限らない。なお、希望する指導教員と面談をして指導受け入れ可の回答を得たとしても、そのことをもって、入学試験全体または口述試験の合格を保証するものではない。